

岐阜大学に対する過剰な苦情や不当な要求への対応方針

2026年4月1日

【1. はじめに】

岐阜大学（以下「本学」といいます。）は、教職員一人ひとりが安心して働くことができる健全で快適な教育研究環境および就業環境の保持を重要な使命としています。

本学は、ステークホルダー等から寄せられる正当なご意見・ご要望に対して誠実に耳を傾け、大学運営や教育研究活動の改善に努めます。一方で、意見・要望の内容にかかわらず、その手段が社会通念上不当であり、教職員の安全や教育研究環境を損なう場合には、大学として適切に対処します。

【2. 該当し得る行為（例示）】

- ・精神的攻撃（暴言・中傷・威嚇・脅迫（SNS等での誹謗中傷を含む））
- ・身体的攻撃（暴行・傷害）
- ・過度な拘束や強要（長時間の拘束、反復的な電話・メール、窓口での居座り、土下座の強要）
- ・不当な要求（不相当な金銭補償・謝罪の要求）

【3. 本学の対応方針】

本学は、寄せられたご意見・ご要望の趣旨を誠実に確認したうえで、適切に対応します。しかし、要求が社会通念上の限度を超える場合は、毅然と対応します。本学が過剰な苦情や不当な要求に該当すると判断した場合には、組織として対応を中断または終了することがあります。

また、悪質と判断される場合には、警察・弁護士等の外部専門家と連携し、厳正に対処します。

なお、本学の具体的な対応は、「[【岐阜県教育委員会】学校に対する過剰な苦情や不当な要求への対応マニュアル（令和7年3月）](#)」に準拠して行います。

URL:https://www.mext.go.jp/content/20251218-mxt_syoto02-000006216_03.pdf